

令和8年度

主要施策



富士宮市教育委員会

目 次

◎ 教育総務課	1
◎ 学校教育課	2
◎ 社会教育課	8
○ 公民館・地域学習センター	10
◎ 文化課	10
○ 埋蔵文化財センター	12
○ 郷土資料館	12
○ 市民文化会館	12
◎ スポーツ振興課	13
◎ 学校給食センター	14
◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）	15

◆ 表紙の絵 ◆

第30回『富士山への手紙・絵コンクール』 「絵」部門

中学生の部 最優秀賞「星の海」

渡邊 咲沙 さん（富士宮市立富士根北中学校）の作品

令和 8 年度 主要施策

◎ 教育総務課

第 3 次富士宮市教育振興基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の重点施策を着実に推進するため、その進捗状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。また、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置された総合教育会議等を通じ、市長と十分な意思疎通を行うとともに、引き続き、所管施設の訪問等の実施や教育委員の活動についての情報発信を行います。富士宮市立学校の再編については、市内北部、芝川地区の小学校ごとに協議会を開催し、複式学級解消への取組を進めるとともに、（仮称）学校再編計画の策定を行います。

学校施設の整備については、改築事業として東小学校では管理特別教室棟改築工事を行うとともに、黒田小学校では屋内運動場改築工事を実施します。

さらに、良好な教育環境の確保及び長寿命化を図るため、屋内運動場へのエアコン設置及び校舎やトイレの営繕工事を効率的かつ計画的に進めるとともに、地域に開かれた学校及び生涯学習の場として、引き続き、学校施設の有効活用を積極的に図ります。

このような方針の下に、次の事業を実施します。

1 校舎等の施設整備

(1) 小学校

ア 小学校校舎等整備事業

小学校校舎等整備工事費

- a 富士見小学校普通教室・管理棟長寿命化工事
- b 富士根南小学校 特別教室棟（南西）トイレ改修工事
- c 大富士小学校 教室棟（南）トイレ改修工事

イ 小学校体育施設等整備事業

空調設備整備設置委託料

空調設備設計施工業務（上野小学校）【債務負担 1 年目】

ウ 東小学校管理教室棟等改築事業

(ア) 東小学校仮設校舎借上料

管理教室棟等改築に伴う仮設校舎賃貸借業務【債務負担 3 年目】

(イ) 東小学校駐車場借上料

管理教室棟等改築に伴う駐車場借上料【長期継続契約 3 年目】

(ウ) 東小学校管理教室棟等改築工事費

管理特別教室棟改築工事【債務負担 2 年目】

エ 黒田小学校屋内運動場改築事業

屋内運動場改築工事費

屋内運動場改築工事【債務負担 1 年目】

(2) 中学校

ア 中学校校舎等整備事業

中学校校舎等整備工事費

a 富士宮第二中学校既存校舎改修工事

b 富士宮第三中学校給食受入室・倉庫改築工事

イ 中学校体育施設等整備事業

(ア) 設計等委託料

富士根南中学校屋内運動場長寿命化工事実施設計業務

(イ) 空調設備整備設置委託料

空調設備設計施工業務（富士宮第二中学校・富士根南中学校）

【債務負担1年目】

2 その他の施設整備

施設・設備の維持補修等を進めるとともに、その他の小修繕についても、迅速な対応に努めます。

3 学校施設の有効活用

地域に開かれた学校づくりや生涯学習・地域づくりの推進、地域スポーツの振興のため、小中学校施設を開放します。

◎ 学校教育課

学校教育は、「一人一人のこどもは、かけがえのない存在である」という考えを根底に置いて取り組まなければなりません。本教育委員会の基本目標である「こどもの未来のための人づくり」に向けて信頼される教育に真摯に努め、学校教育の一層の充実を図り、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上に取り組みます。また、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちが尊重され、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指します。

本年度も、「教育はこどもたちの明るい未来を実現するための営み」と捉え、「ウェルビーイングの向上」「縦横の連携」「環境素材の活用」をキーワードとして、「富士宮の学校力育成会議提言ステージⅢ令和8年度アクションプラン」に取り組み、富士宮ならではの「魅力ある学校づくり」を目指します。

重点目標と主な具体策

本市では、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた生きる力を育む施策を計画的かつ確実に実施します。また、安全・安心に学べるより良い環境づくりに努め、こども・教職員一人一人のウェルビーイングの向上を目指します。そのため、学校教育課は、次の5点を重点目標とします。

1 魅力ある学校づくりへの支援

学校力を高め、こども一人一人に生きる力が育つ魅力ある学校づくりへの支援を進めます。

- (1) 教職員の資質向上に向けての支援に努めます。
 - ア 「富士宮市教職員研修指針」等を活用し、キャリアステージに応じた研修の充実を図ります。
 - ① 授業マエストロ“継承”講座、ミドルリーダー研修講座の実施
 - ② 10年未満経験者教職員の学校指導員要請訪問の実施
 - イ 教育委員会による全小中学校への学校訪問を実施し、各学校の教育目標やグランドデザインに照らして、授業改善・特別活動等の進捗状況を確認し、指導・助言します。
 - ウ 市内全教職員を対象とした教育講演会を実施し、最新の教育事情を知るとともに、各学校において創意工夫ある教育活動が展開できる研修機会を確保します。
 - エ インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の研修の推進を図ります。
- (2) 「教育研究指定校」「魅力ある学校づくり委託事業」を実施します。また、地域の人的・物的教育資源の活用、保護者や地域住民の教育活動への参画・協力を積極的に進める環境を整え、各学校の特色ある教育活動を推進します。
- (3) 学校評価に共通の項目を定めて学校のよさや課題を把握し、PDCAサイクルを通して学校運営の改善及び充実につなげます。また、本課の教育施策の改善につなげます。
- (4) 特別支援学級や通級指導教室、通常学級において、特別支援教育コーディネーターと特別支援教育相談員、医療や他機関との連携を深め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を努めます。また、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習を推進します。
- (5) 園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。
 - ア 園・小・中学校の円滑な接続や連続性に配慮した架け橋プログラムを教育課程に反映させ、学びや生活の基盤づくりの充実を図ります。
 - イ 「富士山学習PARTⅡ」において、「小中連携カリキュラムづくり」のための連携シートを活用し、小中学校7年間の探究的な学習の充実を図ります。
- (6) 学校の働き方改革を進め、教育の効率化と質の維持向上、教職員がこどもと向き合う時間の確保に努めます。
 - ア 長期休業中の学校閉庁日の設定や時間外勤務につながる業務の軽減を図り、教職員が心身ともに健康にその専門性を十分に発揮して教育活動に取り組むことのできる環境を整えます。
 - イ 校務支援システムの活用方法を改善したり、クラウド環境を利用したりして、授業準備や成績処理等の負担軽減を図り、教職員の健

康及び福祉の確保を図ります。

ウ 学校経営における職と職務の再編の推進を図ります。

エ 共同学校事務室との連携により学校運営改善の推進を図ります。

オ 様々な特性のある子ども一人一人に丁寧な対応をするために、特別支援学級支援員や子ども支援員等の配置の充実を図ります。

カ 学校司書・地域図書館、地域の図書ボランティア等との連携により、子どもが読書に親しむ活動を一層推進し、学校図書館の読書センター、学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。

キ 外国人英語指導員（ALT）を全小中学校へ派遣し、実践的な英語による授業の充実を図ります。

ク 外国人児童生徒支援員（スペイン語・ポルトガル語・中国語）を学校へ派遣し、日本語指導・支援、適応指導支援の充実を図ります。

ケ 複式学級のある学校（1学級 12人以上）に複式学級支援員を配置し、該当校におけるこどもの学びの保障と教員の校務の負担軽減を図ります。また、小規模連携事業を推進し、コミュニケーション能力の育成と地域に対する愛着を深める機会を確保します。

コ 「富士宮市教職員カウンセリング事業」「教職員の心の健康チェック事業」を実施します。

(7) 学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育に関わることを通して、三者がそれぞれの立場から協働して子どもを育てることを目的とした「教育の日」を実施します。

(8) いじめ、不登校等に係る子ども及び保護者への丁寧な対応や教育相談について助言を行うスタッフを配置し、学校経営を支援します。

(9) 市校長会と連携し、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求へ対応する仕組みを強化し、教職員が教育活動に専念できる環境づくりに努めます。

2 確かな学力が育つ授業の充実

「確かな学力が育つ授業」の充実により、生きて働く「知識及び技能」の習得に努めます。また、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」を育みます。さらに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育みます。

(1) 各教科等において育む資質・能力を明確にするとともに、子どもが主体的に学ぶ単元や1時間の授業を構想します。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように、学びの伴走者としての教師の役割について研究を深めます。

(2) 市内全体研修会の「確かな学力が育つ授業」の構想図を授業改善の基盤とし、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習過程や成果を評価し、子どもが自らの学びを調整する学習改善や教師の指導改善につなげる学習評価を実

施します。また、授業においては、こども一人一人の学習状況を丁寧に見取り、適切な指導や支援を講じます。

- (3) 全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証して成果と課題を明確にし、授業改善に努めます。
- (4) GIGAスクール構想を推進し、小中学校9年間を見通した体系的な情報教育の推進を図ります。1人1台端末の効果的な活用方法をさらに研究し、目的に応じてデジタルとリアルのそれぞれのよさを生かした授業改善に努めます。また、論理的思考力を身に付けるためのプログラミング教育を推進します。
- (5) 各教科やその他の領域においても、小中学校9年間を見通した学びの連続性を重視し、系統性のある指導の在り方について研究を進めます。また、小中学校9年間を見通した体系的な情報教育を進め、こどもの情報活用能力の向上と発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。
- (6) 「富士山学習PARTⅡ」を通して、教科等横断的かつ探究的な学びの充実を図ります。こどもが自らの学びを自分事として捉え、自発的に対象と関わりながら探究的な学びを深めていく学習活動を展開し「世界文化遺産富士山のあるまち富士宮」への郷土愛やよりよい地域づくりへの参画意識の涵養と生活改善意識の向上を図ります。また、これまでも実践してきた持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）に、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進します。
- (7) 富士宮のよさを外国語で伝えるために作成した「外国語ハンドブック改訂版」を小中学校で活用し、こどもが目的や場面、状況に応じて積極的に外国語を使うことにより外国語によるコミュニケーション力を高めます。
- (8) 社会科地域学習資料「ふじのみや・富士宮」を教科等横断的な視点から活用し、こどもの情報活用能力、問題解決力、探究力等の育成を図ります。
- (9) こどもが読書に親しむ活動を一層推進し、読書習慣の形成を通して学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成を図ります。

3 人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくり

授業や学校行事等の学校生活の全ての場において、誰一人取り残されない温かな人間関係づくりに努めます。また、他者と関わりながらともに学び、多様性を受容したり、発達段階に応じた規範意識や自尊感情を高めることに取り組んだりします。さらに、道徳的価値の自覚を深め、人との関わりや優れた芸術文化との出会いを図ることにより、徳のある人間性を育成します。あわせて、自己の心身の健康管理や体力の増進に意欲的・継続的に取り組む態度を高めるとともに、食生活への関心を深めます。

- (1) 学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と、その要となる「特別の教科 道徳」を関連付けながら道徳教育の全体計画と年間指導計画に基づいた指導を一層充実し、道徳的実践力の向上を図ります。

- (2) こどもたちが互いのよさや可能性を發揮しながら、多様な他者と協働し、集団や生活上の諸問題を解決することを通して、よりよい生活や親和的な人間関係を形成する特別活動の充実に努めます。
- (3) いじめ、不登校の未然防止及び早期対応を図ります。
- ア 富士宮市及び各学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めます。
- イ 各学校で作成した「不登校初期対応マニュアル」を活用し、不登校対策支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携を図りながら組織的に不登校の未然防止及び早期対応を図ります。また、発達支持的生徒指導を実現させ、こどもの実態を共感的に理解し、困り感に応じた支援をします。
- ウ 家庭でも活用できる1人1台端末を活用し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時や不登校対策においても、こどもと心のつながりを保てる環境を整備するとともに学びの場の確保に努めます。
- (4) 心を豊かにする優れた芸術文化との出会いを図ることや、希望や夢を育むキャリア教育の一層の推進を図ります。
- ア 芸術文化体験や本物の美術作品に触れる機会づくりに努めます。
- イ こども一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにするため、キャリア・パスポートの活用を図ります。
- (5) 教育活動全体を通してこどもの体力の向上を図り、生涯にわたって楽しくスポーツに取り組む意識が育つ環境をつくります。また、「富士宮市部活動地域連携・地域展開推進協議会（以下、協議会）」を立ち上げ、生徒にとって望ましい部活動の地域連携・地域展開の推進に係る取組について協議します。具体的には、基本方針の策定を進めることと同時に休日の地域連携・地域展開の実証事業として、運動に関しては5つの競技団体、文化芸術活動に関しては1つの文化芸術団体に業務委託し試行するとともに、協議会の準備・運営及び協議会で話し合われた協議内容等を児童生徒・保護者・学校・地域等へ広報する等の協議会と市民をつなぐコーディネート業務を委託します。
- ア 新体力テスト優秀校の表彰を実施します。また、新体力テストの結果から、こどもの体力の状況を把握分析し、学校生活における体力づくりが意図的・継続的に行われるように努めます。
- イ こどもの発達段階に応じた生活習慣づくりや心と体の教育の推進を図ります。
- ウ 「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」に則って適正な部活動を行い、こどもの心身の健やかな成長を目指して活動します。また、部活動の地域連携・地域展開について、こども・保護者と共通理解を図りながら円滑な実施に努めます。
- (6) 食育を推進し、こどもの食の自立と健康を目指します。
- ア 各学校において、「食に関する指導の全体計画」に基づき、協働

して継続的・体系的に食育を進めます。

イ 栄養教諭を積極的に活用し、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組に努めます。

ウ 各教科・領域等で食育を充実し、地域の食材に目を向けた学習の推進を図ります。

4 学校の安全・安心の一層の推進

こどもが、自他の生命尊重を基盤として、自分の命は自分で守ることができるよう自ら考えて行動する資質・能力を育みます。また、他者や社会の安全・安心づくりに貢献できる能力を育むために、発達段階に応じた危機管理・対応能力の向上を図ります。

(1) 各学校において、自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を予測して、安全に行動できる危機管理対応能力を培う活動を計画的に実施します。

ア 1人1台端末を活用し、こどもがいつでも心身の不調を意思表示できる環境を整えます。また、こどもの心身の不調を早期に発見し、チーム学校による早期対応を実現します。

イ 学校安全計画に基づき、適切な安全点検を実施するとともに、「こども安全の日」（毎月20日）を契機として日常における危機意識を高め、こどもの行動に目を配ります。

ウ 地域や学校の実態を考慮し、富士山噴火時等の避難確保計画やクマ対応マニュアルの作成や、学校安全計画や学校保健計画、防災計画の見直しや改善を行います。

エ 学校と協働しながら、関係機関との通学路の合同点検、交通安全教室や交通安全リーダーと語る会、さらに日常的な交通安全指導等により、安全意識の高揚を図り、交通事故ゼロを目指します。特に自転車に係る事故防止の取組を強化します。

オ 教育情報セキュリティ対策基準を確認し、情報を適切に管理するために、情報セキュリティ監査を実施します。

(2) こどもが自らの健康に関心をもって取り組む学校保健活動を推進します。また、こどもの命を守るため、アレルギー疾患（食物アレルギー、気管支喘息）への対応、AEDやアドレナリン自己注射薬の適切な使用に関する講習会の実施を推進します。

(3) こども・教職員の人権意識を高めるとともに、市校長会と連携し、法令遵守についての高い意識をもつ研修を継続的に実施し、不祥事根絶に努めます。

5 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

社会総がかりでこどもの学びや育ちを支えていくため、すべての学校で学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上を図ります。

(1) 学校・家庭・地域の連携と協働

ア 「地域とともにある学校」を目指し、家庭や地域とともにこどもの教育に対する課題や目標を共有し、学校運営の改善やこどもの健全育成に取り組むコミュニティ・スクールを地域学校協働本部等と一体的に推進します。また、学校運営協議会委員を対象とする研修会を実施します。

イ 社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域人材の活用、教育活動への参加・協力等、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

ウ 学校・家庭・地域と連携・協働し、情報モラルや早寝早起き朝ごはんといった基本的な生活習慣の定着を図ります。

エ こどもと保護者がSNSの危険性を正しく理解し、各家庭においてルールやマナーを守って適切に活用できるよう指導を充実させます。また、警察や専門機関とも連携しながら、情報モラル教育を推進し、こどもが犯罪に巻き込まれない、犯罪を起こさない意識と判断力を育成します。

(2) 防災・防犯体制の充実

ア 「登下校防犯プラン」に基づき、学校・家庭・地域・警察等の関係機関と連携し、学校や地域等の実情に応じた登下校時の安全確保対策に努めます。

イ 地域防災訓練への積極的な参加、地域消防団と連携した危機管理教育の実施等を通して、地域と密着した実践活動を推進します。

ウ 危機対応マニュアルを基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知し、共通理解を図ります。

◎ 社会教育課

「人生 100 年時代」に向け、市民一人一人が生涯学習を通じ幸福や生きがいを感じ、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる学習環境の整備や社会教育活動を進めます。

青少年健全育成については、家庭教育への支援や社会性を育む青少年の体験学習の推進、地域学校協働本部事業、富士宮市子ども・若者支援協議会の運営等により、こどもの成長と安全・安心を地域で見守るような良好な社会環境の整備に努めます。あわせて、市や地域が実施する事業への青少年の積極的な参加や異世代間の交流を図り、「次代を担う心豊かなたくましい青少年の育成」を目指します。また、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用や依存状況についての調査や SNS やゲームの適切な利用等に対する講座の実施等、家庭やこどもへの啓発活動を行うとともに、声掛け運動の推進等により、万引きや非行の防止、こどもの登下校時等の安全環境の整備を進め、庁内関係各課、警察、学校、地域等の情報のネットワーク化を更に促進

します。

1 誰もが学び合える学習活動の推進

- (1) SNSの活用などあらゆる世代に向けた情報発信を行い、生涯学習活動を啓発します。
- (2) 生涯学習ハンドブックの発行等により、生涯学習情報を提供します。
- (3) ICTの活用など多様な学習機会を提供します。
- (4) 市民読書サポーターと協働して、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動その他読書と読み聞かせ推進事業を実施します。
- (5) 地域の人材を活用した学校・社会教育融合事業や富士山まちづくり出前講座、市民カレッジを実施し、地域・学校・関係団体と連携した学習活動を行います。
- (6) 公民館等の社会教育施設のほか、地域コミュニティ施設である交流センターとともに、学習機会の充実を図ります。

2 多様なニーズに応じた学習環境の充実

富士宮市個別施設計画に基づき、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、市民が安全・安心に利用できるよう維持管理に努め、施設を有効に活用します。

3 青少年活動の充実

- (1) 学習・交流機会の充実
 - ア サイエンスワールド、小学生ボランティア講座、中学生ボランティア講座、宮あつとホーム等の健全育成事業を企画し、心豊かなたくましい青少年の育成を図ります。また、ボランティアの協力を高校生へ依頼し、異年齢との交流の機会を設けます。
 - イ 富士登山を安全・安心に家族で体験することができるよう、親子を対象とした登山に関する講習会を開催します。
 - ウ 親子レクリエーション講座を企画し、親子の絆を深め、参加者同士の交流を図ります。
- (2) 指導者・育成団体等の充実
 - ア 青少年指導者団体の指導者を対象とした研修会を企画します。
 - イ 青少年指導員協議会の活動を支援します。
 - ウ カウンセリング講座を実施します。

4 育成環境の充実

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
 - ア 大人として自覚を促す二十歳を祝う集いを開催します。
 - イ P T A活動を支援します。
 - ウ 地域学校協働本部事業の内容の充実を図ります。
 - エ 富士宮市青少年育成連絡協議会を支援します。
- (2) 教育相談・指導体制の充実

ア 近年増加傾向にある不登校やひきこもり、ニート等の相談に応じるため、青少年相談センターの相談活動を充実します。

また、電話やメール、面接での相談や教育支援センター、夜間開設に加え、ICTを活用し、個別最適な学びや協働的な学び、主体的・対話的で深い学びを実現し、個に寄り添った指導体制を目指します。

イ 青少年の支援機関と連絡連携を取り、こどもや若者への支援を充実します。

(3) 非行防止指導の強化

ア 青少年指導員による見守り活動を実施します。

イ 地域の青少年声掛け運動の一層の推進を図ります。

ウ 万引き非行防止連絡会を開催し、万引き防止対策を推進します。

エ 市内の不審者情報を迅速に各学校へ配信します。

(4) ネットトラブルの防止

ア インターネットや通信機器に関連した犯罪から青少年を守るための啓発活動を推進します。

イ 市内小中学校に関わる有害サイト等検索業務を依頼し、ネットトラブルを未然に防ぎます。

5 子育て支援の推進

(1) 家庭教育学級の充実

ア 家庭教育学級リーダー講座の推進を図ります。

イ 家庭教育学級の充実を図ります。

(2) 子育て支援の充実

ア 子育て情報「子育て応援メールマガジン」を毎月配信します。

イ 子育て学習講座を実施します。

○ 公民館・地域学習センター

多様な学習ニーズに対応した講座等を開催するとともに、学習に関する相談や支援を行います。また、各施設の特徴や地域性を生かしながら地域住民や関連団体等と連携して事業を実施するよう努め、交流・発表の場として公民館まつりを開催します。

施設の利用や活動に関する広報を充実し、新たな利用者の掘り起こしを図ります。

◎ 文化課

令和8年度は、本市における文化芸術活動の拠点である市民文化会館のリニューアルオープンを迎えることから、市民が文化芸術に親しみ、参加し、感動を共有できる環境の充実を一層図ります。

市民の生活に、潤いと喜びをもたらす文化芸術活動の振興を基調とし、鑑賞機会の充実や創作活動の支援を通じて、文化芸術の質の向上と裾野の拡大

に努めます。

また、自己の人格を磨き、心豊かな生活を送るための方策として、「市民ひとり1芸」の推進を継続し、創造性に富んだ文化のまちづくりを進めます。

あわせて、富士宮の歴史文化を今に伝える文化財の保存と活用を進めるとともに、富士山にまつわる歴史や文化などに対する理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育むため、次の諸施策を推進します。

1 文化芸術の振興

- (1) 市民文化祭を開催し、文化団体の自主的活動を支援するとともに、文化団体の育成に努めます。
- (2) 市民による日頃の芸術活動の発表の場として市民芸術祭を開催し、文化意識の高揚を図るとともに、文化芸術の普及に努めます。
- (3) 文化講演会を開催し、著名な文化人の経験豊富で多彩な講演を聴くことにより、市民の文化意識の高揚と教養向上に努めます。
- (4) インターネットを活用して、市民芸術祭の入賞・委嘱作品、市の所蔵や市内に点在する芸術作品等を紹介する「インターネット美術館」事業を実施し、文化芸術関係情報等の公開に努めます。
- (5) 市内に点在するギャラリー等の企画展示をインターネット上で支援するため、「ふじのみやアートスケジュール」を開設し、より充実した内容の情報発信に努めます。
- (6) 音楽活動を通して豊かな心と人格の形成を図るため、誰でも気軽に参加できる「ピアノリレーコンサート」を開催し、音楽芸術の振興に取り組みます。
- (7) 富士山をテーマにした俳句を全国から募集し、入賞・入選作品集を発行することにより、地域文化の創生及び富士山文化の発信に努めます。
- (8) 富士山への思いを寄せた手紙や絵を全国から募集する「富士山への手紙・絵コンクール」事業を実施し、豊かな情操の育成に努めます。
- (9) 市民が将棋を身近に感じる機会として、将棋大会を開催し、将棋を通じて、社会で求められる「洞察力」「思考力」を養うことによる地域活力の向上を目指します。
- (10) 地域が実施する文化祭を奨励し、地域文化の裾野の拡大を図ります。

2 文化財の保存・活用

- (1) 「富士宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内の指定文化財87件（国21件、県25件、市41件）と登録有形文化財（国1件）をはじめ、未指定の文化財についても市民や様々な機関等と連携し、保存と活用に努めます。
- (2) 地域の文化財の掘り起こしを進め、文化財の調査研究と活用に努め、文化財愛護思想の啓発を図ります。
- (3) 地域に残されている伝統行事や祭り等の記録の保存に努め、それらを生かした地域文化の振興を図ります。
- (4) 埋蔵文化財の周知を図り、土地開発に係る発掘調査等においては、適切な指導・調整を行います。

- (5) 特別天然記念物「狩宿の下馬ザクラ」等の天然記念物に指定されている樹木の樹勢を維持し、その保護に努めます。
- (6) 歩く博物館探索会を実施します。また、既設の歩く博物館説明板等の修繕や新規設置を行います。
- (7) 「史跡富士山」の構成資産の環境整備を進め、史跡の適切な保存・活用に努めます。
- (8) 「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」」の環境整備を進め、適切な保存・活用に努めます。
- (9) 史跡整備の完了した「史跡大鹿窪遺跡」の適切な保存に努めながら、活用を図ります。

3 市史編さん

第4巻となる通史編Ⅱの編集・刊行を行います。あわせて、令和9年度に通史編Ⅲを刊行するため、市史編さん委員会を中心に、分野別の資料調査、執筆等に努めます。

令和7年度に刊行した民俗編及び通史編Ⅰの周知啓発のために、内容に関連した講演会を実施します。

4 (仮称) 郷土史博物館整備の推進

「富士宮市の歴史・文化を学び未来を拓く、人づくりの拠点」として、富士宮市の歴史文化を市民とともに学び、市民の郷土愛の醸成を図るとともに、次世代に継承していくため、資料の収集・保存・展示や調査研究を行い、また、市民等が行う学習・調査研究等の拠点となる(仮称)郷土史博物館の基本計画を策定し、整備を推進します。

○ 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘調査や整理事業を円滑に進めるとともに、出土品の保存・展示を行い、市の歴史を紹介します。

○ 郷土資料館

郷土資料の収集を進め、これを後世に伝えるため、適切な保存・管理に努めるとともに民俗調査等を行います。また、市民文化会館のリニューアルオープンに合わせ、館内の郷土資料館もリニューアル展示を行います。

○ 市民文化会館

令和8年度は、耐震改修・長寿命化改修・ユニバーサルデザイン対応を含む市民文化会館リニューアル工事が完了し、リニューアルオープンを迎えます。

文化芸術の拠点施設として、市民の文化芸術活動のさらなる活性化を図

るとともに、文化芸術に触れる機会の拡充と施設利用の促進に取り組みます。

◎ スポーツ振興課

「する」スポーツだけではなく、「みる」・「ささえる」など、それぞれの興味や関心に合った視点でスポーツに関わることができるよう環境を整え、スポーツツーリズムやスポーツ交流、レクリエーションスポーツなどのスポーツによるまちづくりを推進し、人々の交流機会を増やします。

また、市民が安全・安心に利用できる施設の更新及び整備を進めます。

1 スポーツに親しむ環境づくりの推進

市民一人一人が日常生活の中でスポーツをはじめるきっかけづくりや、仲間づくりができるスポーツ活動の環境を整え、人材や施設・用具の活用により市民スポーツの輪を広げ、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に努めます。

(1) スポーツ教室の充実

誰もが一人一人の体力や好みに合わせて選択できるスポーツ教室を実施することと合わせ、市民のニーズに沿った教室となるよう見直し等を行い、その充実を図ります。

また、トップアスリートを講師に招いた、スポーツ教室等を開催することで、競技のPRと市民の競技力向上を図ります。

(2) スポーツイベントやレクリエーションスポーツの推進

実業団チーム等を招いた競技体験やデモンストレーション等、迫力ある競技に触れる機会を増やすとともに、軽スポーツ用具の貸出しや実技指導を強化します。さらに、多世代が交流できるレクリエーションスポーツ祭等を開催し、こどもから高齢者までが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えてまいります。

(3) 指導者と組織の充実・強化

各種スポーツにおける組織や指導者の役割は、今後も重要になると思われるため、引き続き、各種スポーツ団体への指導や助言を積極的に行います。

また、地域におけるスポーツ活動の推進を図るためのスポーツリーダー研修講座等を充実させ、地域に根付く体育関係団体の育成に努めます。

2 スポーツを活かしたまちづくりの推進

国際大会、全国大会等を通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、大会をきっかけとした交流と賑わいを創出します。

また、スポーツを楽しみながら、地域の観光や歴史などに触れるスポーツ

ツーリズムに取り組み、スポーツを活かしたまちづくりに努めます。

(1) 国際大会、全国大会等の誘致

各種大会や国内トップリーグ等の誘致を行い、市民と選手の交流機会の創出に努めます。また、開催することで本市の魅力を発信することができるため、大会等の成功に向けた開催支援に努め、継続的に開催できるよう調整してまいります。

(2) スポーツツーリズムの取組

国際大会、全国大会や合宿誘致と合わせて、スポーツを楽しみながら、地域の観光や歴史などに触れるスポーツツーリズムに取り組み、スポーツを生かしたまちづくりに努めます。

3 体育施設の管理・運営

市民体育館をはじめとする社会体育施設については、利用者の安全性・利便性の向上のため老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、将来に向けた持続的かつ効率的な管理・運営を行います。

(1) 社会体育施設の管理・運営

社会体育施設の効率的な管理・運営を図るため、民間の指定管理者にこれを委託し、経費の節減と柔軟な施設の運営に努めます。

今後も、市民が安全・安心に利用できる施設を目指すとともに、更なるサービスを向上させ、親しまれる施設となるよう努めます。

(2) 体育施設等の整備

利用者の利便性向上を図るため、市民テニスコート人工芝更新及びLED化等工事を実施します。

(3) 学校施設開放事業

気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場として、小中学校の体育施設を開放し、活用を図ります。

◎ 学校給食センター

成長期にあるこどもたちの健康の保持増進を図り、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を市内小学校21校、中学校13校に提供します。衛生管理の徹底と地場産品の積極的な活用に努めるとともに、学校で行う食育の指導との連携を図ります。

1 安全で安心な学校給食の提供

(1) 学校給食衛生管理基準に適合し、HACCP（食品の製造・加工工程での製造の安全を確保する衛生管理の手法）の概念を遵守した高い衛生管理の下、安全で安心な学校給食を安定してこどもたち・教職員等に提供します。

(2) 食物アレルギーを有するこどもたちが一人でも多く、他のこどもたち

と同じように楽しい学校給食の時間を過ごすことができるよう、食物アレルギー除去食を提供します。

2 給食内容の充実及び食育の推進

- (1) 学校給食に地場産品を積極的に活用し、地産地消の推進を図るとともに、地域の郷土食や年間を通しての行事食の提供により、食文化に対する理解と関心を深めます。
- (2) 栄養教諭が学校で行う食育の指導と連携を取った学校給食の献立作りや給食だよりの発行などを行います。
- (3) 学校給食センターと学校との連絡ノート等により、こどもたちの嗜好の変化を把握し、献立の改善に努めます。

3 食育に関する教育施設としての活用

- (1) 学校給食センター2階の食育を推進する施設機能（展示・映像・展示路（食育のみち）等）を活用し、「食」の重要性や学校給食の大切さを理解し、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組などを知る『学びの場』を創造します。
- (2) 地域や家庭との連携による食育の推進を図るため、市民等を対象に施設見学、試食会を開催し、給食に関するアンケート調査を実施します。

4 民間事業者への業務委託

調理及び配送業務を民間事業者に委託しています。これにより、民間事業者の持つ専門知識、経営能力、技術力を活用することで、業務の効率的な運用を図り、より充実した学校給食の提供を目指します。

なお、献立の作成、食材の選定、購入や検収の確認等の業務は、市が直接行います。

◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）

幅広い年代の市民が利用する図書館は、市民の生涯学習の拠点、地域の情報拠点です。市民一人一人の学びを支え、地域文化の発展に寄与するための学習環境整備に向け、図書館サービスの充実、図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の整備、利用環境の充実と整備の三つを基本に、図書館活動を推進します。

1 図書館サービスの充実

- (1) 資料の充実
 - ア 市民の幅広いニーズ、社会情勢、地域の課題や話題等に対応した蔵書構築に努めます。
 - イ 児童書については、良質で魅力のある文学・絵本やこどもの生活・

学習に役立つ図書を整備します。

ウ 富士山・富士宮市に関する地域資料・情報を積極的に収集するとともに、地域新聞のデータベース化を進めます。

(2) サービス活動の充実

ア 「第3次富士宮市子ども読書活動推進計画Ⅱ」に基づき、こども読書活動を推進します。ブックスタートを通じて、乳幼児期から親子等で本に親しむことの重要性を周知します。

イ 参考図書、データベース、インターネット情報等のレファレンス情報資源を有効に活用し、市民や地域の課題を解決できるよう、的確なレファレンスサービスに努めます。

ウ 自動車図書館（ひばり号）の巡回、団体貸出等を通じ、地域、小中学校、幼稚園、保育園、各施設の利用増加に努めます。

エ 施設見学、職場体験、図書館ボランティアの受入れ、各種講座等の実施により、図書館のPRと利用促進に努めます。

2 図書館サービス提供拠点(サービスポイント)の整備

図書館3館及び自動車図書館を中心に、図書館サービス提供拠点である各交流センター及び公民館の各図書室の運営支援を引き続き行い、広い市域に対応した図書館サービス網の整備充実に努めます。

3 利用環境の充実と整備

- (1) 施設・設備の計画的な改修と整備を行い、安全・安心で快適な利用環境整備に努めます。
- (2) 地域新聞データベース化を引き続き実施し、記事の見出しをホームページから検索できるなど、デジタル化を推進し、利便性向上を図ります。
- (3) 学生や社会人等の図書館ボランティアへの積極的な参加による市民との協働や各機関等との連携により、開かれた図書館運営に努めます。